

# 低コスト植物工場成果重視事業実施要綱

17生産第8530号

平成18年4月3日

農林水産事務次官依命通知

## 第1 趣旨

近年、輸入野菜が増加傾向で推移している中で、我が国の野菜生産においては、農家の減少や高齢化が進展し、作付面積も減少傾向にある。将来にわたり、安全で安心な国産野菜を国民・消費者に安定的に供給していくためには、担い手を中心として、輸入野菜との品質・価格競争に打ち勝つ力強い生産供給体制を確立することが急務となっている。

このような中で、光、温度、湿度、炭酸ガス濃度、水分及び養分といった環境を複合的に制御することにより野菜の生産を行う、いわゆる植物工場は、季節や天候の制約を受けず、計画的かつ効率的な生産を行うことができることから、新たな担い手の参入を促し、野菜の生産性向上を図るための有望な手段の一つと期待されている。

しかしながら、実際の植物工場にあっては、建物及び環境制御装置の設置に当たり通常の温室を大幅に上回るコストを要し、また、環境制御のために多量のエネルギーを消費するため、運営コストも通常の施設栽培を大幅に上回るなどの課題があり、広く普及するには至っていない。

これらの課題を克服するためには、官民の研究機関等が開発した革新的な技術を総合的に活用し、施設園芸におけるコストの低減と安定的・効率的な野菜生産を同時に実現する「低コスト植物工場」について、生産現場におけるモデル的な施設整備を行うとともに、技術の実証及び改良を進め、未来型の農業生産の一形態として確立・普及することにより、新たな担い手の参入を促し、野菜の飛躍的な生産性向上を図ることが重要である。

このため、本事業では、政策目標を国民に分かる形で明確に設定し、目標達成のために、弾力的執行等により予算を効率的に活用するとともに、政策評価において目標達成の状況を厳しく評価し、予算編成に反映させる「成果重視事業」の枠組みにより、低コスト植物工場の確立を図るために必要な技術実証施設の整備、技術の実証・改良及び技術の円滑な普及につなげるための取組を複数年にわたり計画的に実施する。

## 第2 事業の種類及び内容

成果重視事業として実施する事業の種類及び内容は、次のとおりとする。

### 1 低コスト植物工場技術実証施設整備事業

モデルとなる地区において、新たな工法を用いた低コスト耐候性ハウス、ネットワークを活用した環境制御システム、連続型細霧冷房等の革新的な技術を総合的に活用した低コスト植物工場の技術実証に必要な施設の整備を行うものとする。

### 2 低コスト植物工場技術実証・改良推進事業

モデルとなる地区において、低コスト植物工場技術の導入・改良を進めるための技術検討会の開催、技術の指導・改良及び実証調査を行うものとする。

### 3 低コスト植物工場確立・普及推進事業

全国的な視点から、低コスト植物工場技術の確立及び円滑な普及につなげるための推進委員会の開催、植物工場の動向調査、導入指針の作成及びセミナー等の開催を行うものとする。

## 第3 事業実施期間

事業実施期間は平成18年度から平成20年度までとする。

## 第4 事業の目標

本事業は、第1の趣旨を踏まえ、第2に定める事業の実施により、次に掲げる目標の達成を目指すものとする。

- 1 モデルとなる地区において、低コスト植物工場の導入により、収穫量1kg当たり農業経営費を20%低減
- 2 モデルとなる地区において、低コスト植物工場の設置コストを10アール当たり20,000千円まで低減

## 第5 事業の評価

農林水産省は、第3に定める事業実施期間の毎年度終了後に、第4に定める目標に対する進捗状況又は達成度を以下の方法で求め、評価を行うとともに、評価の客観性を確保するため、外部有識者による意見を聴取するものとする。

- 1 低コスト植物工場の導入後の収穫量1kg当たり農業経営費については、第2の2の事業による調査の結果に基づき算出するものとし、農林水産省大臣官房統計部が

公表する「品目別経営統計」の収穫量及び農業経営費から算出した当該地域、当該品目の一般的な施設栽培における収穫量1kg当たりの農業経営費（「品目別経営統計」に依りがたい場合には、第2の2の事業により当該地域、当該品目の一般的な施設栽培における収穫量及び農業経営費について調査・検討を行い、その結果を用いるものとする。）と比較して目標値に対する達成度を求める。

なお、農業経営費の算出に当たっては、比較・評価を行う上で雇用労賃等が適正なものとなるよう留意するものとする。

- 2 低コスト植物工場の設置コストについては、施設整備に係る部分のみを算出することとし、用地の買収又は賃借に要する費用、補償費及び施設用地整備費は含まないものとする。モデルとなる地区における設置コストは、第2の1の事業による技術実証施設の設置コストの実績値及び第2の2の事業による技術の改良の結果から算出するものとし、目標値に対する達成度を求める。

## 第6 推進指導体制、事業の適正な執行の確保等

農林水産省生産局長は、必要に応じ事業実施主体等に対し、事業の適正かつ効果的な遂行のための助言及び指導を行うものとする。

## 第7 その他

この要綱に定めるもののほか、第2に定める事業の実施につき必要な事項は、農林水産省生産局長が別に定めるところによるものとする。